

堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付要綱

平成22年6月1日制定
平成25年10月1日改正
平成27年11月1日改正
平成28年4月1日改正
令和2年11月1日改正
令和3年4月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年1月1日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、地域の救命率向上のために校区自治連合会（以下「校区」という。）に設置されたAEDの維持管理経費の一部を負担することにより、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを促進することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

- (1) 補助対象者は、堺市自治連合協議会（以下「協議会」という。）とする。
- (2) 補助対象事業は、毎年4月1日から翌年3月31日までに実施する事業で、本市が校区に支給したAED又は堺市AED（自動体外式除細動器）設置等補助金の交付を受けて設置したAEDについて、協議会が校区に対して行う交換が必要なAED電極パッド及びバッテリーの交換とする。ただし、一度使用したAED電極パッド及びバッテリーは再利用できず、また、使用時期も予測できないことに鑑み、8の規定による補助金の交付決定前に実施した事業についても補助の対象とすることができる。
- (3) 補助対象経費は、AED電極パッドの交換経費及びバッテリーの交換経費（以下「交換経費」という。）とする。ただし、AED本体の耐用期間が経過したものは除くものとする。

5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で1件当たりの補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、AED電極パッド交換経費及びバッテリー交換経費につき、それぞれ1件15,000円を限度とする。

6 補助金の交付の申請

- (1) 補助事業者は、堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付申請書（様式第1号）を毎年3月15日までに市長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次に定める書類を添付しなければならない。
 - ①役員情報届出書（様式第2号。法人の場合に限る。）
 - ②堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金収支予算書（様式第3号）
 - ③経費見積書の写し
 - ④前各号に掲げるものを除くほか、市長が指示する書類

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。

8 補助金の交付決定の通知

市長は、堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の申請をした者（以下「申請者」という。）に交付決定の通知をするものとする。

9 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付の申請を取り下げることができる。

10 実績報告

- (1) 補助事業者は、堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金実績報告書（様式第5号）を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定までに既に補助事業が完了していた場合は補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して3

0日以内に提出しなければならない。

(2) 堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金実績報告書には、次の書類を送付しなければならない。

①堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金収支決算書（様式第6号）

②補助対象経費に係るすべての支払領収書又は請求書の写し（請求書の写しによるときは、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に支払領収書の写しを提出するものとする。）

③前各号に掲げるものを除くほか、市長が指示する書類

1.1 補助金の額の確定

(1) 市長は、実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

(2) 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(3) 市長は、(1)の規定による審査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めたときは、速やかにその旨を補助事業者へ連絡するものとする。

1.2 補助金の交付

(1) 補助金は、1.1の規定による補助金の額の確定後交付する。

(2) 補助事業者は、堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付請求書（様式第8号）により、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日以内に補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

1.3 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助金交付要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行し、改正後の4、6から8まで並びに10及び11並びに様式第1号及び第2号、第4号及び第5号並びに第7号及び第8号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市AED（自動体外式除細動器）パッド等交換補助金交付要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管

されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市AED（自動体外式除細動器）パッド等交換補助金交付要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。